



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年2月19日（金）
問い合わせ先：市民税課
課長：野本
担当：栄田、中村
電話：829-1913
内線：4743

令和3年度市民税・県民税申告書の提出期限を延長します

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の期間が令和3年度市民税・県民税申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して、申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、以下のとおり提出期限を延長します。

1 提出期限

延長前	延長後
令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）

2 申告会場

令和3年3月15日（月）まで	令和3年3月16日（火）以降
各区役所内特設会場 ※浦和区はときわ会館	北部市税事務所 個人課税課 （大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5階） 南部市税事務所 個人課税課 （浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 2階）

さいたま市ホームページの「さいたま市市県民税 税額試算・申告書作成コーナー」(<https://www.city.saitama.jp/001/004/002/001/001/p067336.html>)で、市民税・県民税申告書を作成することができます。作成した申告書は、電子申告又は印刷し、郵送により提出することができます。

感染症対策の観点からも申告会場への来所をできるだけ避け、電子又は郵送での提出にご協力をお願いします。

3 その他

申告所得税等の申告・納付期限についても令和3年4月15日（木）まで延長されています。詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。各税務署にお問い合わせください。

令和3年3月16日（火）以降に申告書を提出した場合、当初お送りする令和3年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（5月中旬発送予定）及び令和3年

度市民税・県民税税額決定通知書（6月中旬発送予定）に申告内容の反映が間に合わないことがありますので、可能な限り、お早めにご提出ください。

4 お問い合わせ先

(1) 市民税・県民税申告について

市民税・県民税申告コールセンター

開設期間：令和3年2月2日（火）～3月31日（水）

（土・日・祝除く9時～17時）

TEL：048-829-1367

※コールセンター開設期間外は、北部・南部市税事務所個人課税課へ

□北部市税事務所 個人課税課

普通徴収第1係（大宮区担当） TEL：048-646-3102

普通徴収第2係（西区・見沼区担当） TEL：048-646-3103

普通徴収第3係（北区・岩槻区担当） TEL：048-646-3104

□南部市税事務所 個人課税課

普通徴収第1係（浦和区担当） TEL：048-829-1386

普通徴収第2係（中央区・緑区担当） TEL：048-829-1387

普通徴収第3係（桜区・南区担当） TEL：048-829-1389

(2) 所得税の確定申告について

- ・西区・北区・大宮区・見沼区にお住まいの方

大宮税務署 TEL：048-641-4945

- ・中央区・桜区・浦和区・南区・緑区にお住まいの方

浦和税務署 TEL：048-600-5400

- ・岩槻区にお住まいの方

春日部税務署 TEL：048-733-2111